

委託業務処理要領

この要領は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条「消防用設備の設置の設置等」及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条「報告・検査等」に基づき消防用設備等の保守点検業務について定めるものであり、この要領に記載されていない事項であっても法令等に基づき必要と認められたものは、委託料の範囲で実施するものとする。

1 業務内容

(1) 定期点検業務

各消防用設備等について「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年5月31日消防庁告示第9号）」に定める機器点検及び機器・総合点検を行うものとする。

なお、各点検の基準及び報告様式についても「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」に定めるものとし、点検を実施したときは、報告書等を3部作成し、提出すること。

また、建築基準法関係防災設備についても、上記に準じ点検を行うものとし、報告書等を3部作成し、消防用設備の報告書等とともに提出すること。

(2) 設備連動試験業務

(1)の各定期点検時において、冷温水発生機、温水機、空調機及びエレベーターとの連動試験を行うものとする。

なお、連動試験時における空調機等の運転・復旧等は、委託者の責任において行う。

(3) 粉末消火器（加圧式）の内部及び機能点検業務

(1)の各定期点検時において、製造年から3年を超え8年以下の粉末消火器（加圧式）及び製造年から8年を超える粉末消火器（加圧式）の機能点検を行うものとする。

なお、点検対象粉末消火器（加圧式）については、別紙設備の内容のとおりとする。

また、点検実施粉末消火器（加圧式）については、委託者から受託者に指示することとする。

(4) 粉末消火器（蓄圧式）の内部及び機能点検業務

(1)の各定期点検時において、製造年から5年を超え10年以下の粉末消火器（蓄圧式）及び製造年から10年を超える粉末消火器（蓄圧式）の機能点検を行うものとする。

なお、令和3年度に粉末消火器（蓄圧式）を全本交換したため、今年度については、内部及び機器点検は行わない。

(5) 防火設備点検業務

ア 防火設備（防火戸・防火シャッター）について、建築基準関係法令に基づく基準により、損傷、腐食その他劣化の状況及び感知器等との連動確認を行うこと。

なお、業務は、(1)の機器・総合点検の実施日と同日に行うものとする。

イ 点検実施後は、速やかに次の書類を提出する。

- ・ 点検報告書

- ・ 点検結果図
- ・ 関係写真

(6) 臨時点検業務

委託者の依頼に基づく臨時点検業務を行うものとし、各設備の点検については、(1) 定期点検業務に準じるものとする。

なお、点検結果については、設備に異常等がある場合についてのみ書面にて報告するものとし、設備に問題がない場合にあつては口頭によりその結果を報告すること。

(7) 消防用設備等の整備

(1)及び(2)の点検時等において各設備の故障等を発見した場合は、直ちに必要な整備を行い被害の発生、拡大を防止すること。

(8) 工事等における消防用設備(防災監視盤等)の操作業務

消防用設備等と連動する各種設備の工事及び点検等の実施時における立会及び防災監視盤の操作を行うものとし、工事及び点検等に伴う各設備の誤作動等を防止すること。

(9) 消防用設備等の操作指導及び助言

(10) 緊急時等の連絡体制

委託期間中は、平日、休日、時間帯を問わず委託者の依頼に基づく緊急対応の可能性があることから、連絡体制について明らかにすること。

(11) その他維持に必要な小破修繕及び清掃

2 実施時期

(1) 定期点検業務

機器・総合点検は4月から5月まで、機器点検は10月から11月までに行うものとし、委託者が依頼したものを除き、北海道の休日（北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）に定める北海道の休日をいう。）に実施すること。

なお、1の(2)に掲げる設備連動試験については、機器・総合点検時は4月、機器点検時は10月とし、実施日については、別途業務担当員と協議の上行うものとする。

また、1の(3)及び(4)に掲げる粉末消火器の内部及び機能点検業務については、機器・総合点検及び機器点検の実施日と同日に行うものとする。

(2) 定期点検以外の業務

定期点検以外の業務については、委託者の指示及び受託者が各設備等の維持に必要と認めたときに実施するものとする。

3 受託者の負担とする部品及び資材は、次のとおりとする。

(1) 点検及び清掃に必要な資材

ウエス、ベンジン、アルコール、その他これらに類するもの

(2) 維持に必要な小部品

ヒューズ、パッキン、乾電池、リード線、その他これらに類するもの

4 その他

(1) 定期点検の実施日程については、あらかじめ点検実施計画書及び作業員一覧表を提出し、業務担当員の確認を受けるものとする。

- (2) 各点検時には、身分証明書等を常時携帯するものとし、業務担当員等から提示を求められた場合は、身分証明書等を提示すること。
- (3) 1の(1)に掲げる定期点検業務の点検票は、各点検の最終日より起算して30日以内に提出すること。
- (4) 各定期点検に係る受信機(CRT)の履歴リストは、消去しないこと。
- (5) 各点検等に要する各種設備図面、機器仕様書、受信機利用区分表(アドレス表)は、無償で貸与する。
- (6) 各点検等に要する作業用電力、動力用電力は、委託者の負担とする。
- (7) 各点検は、作業員の安全の確保に十分配慮し、事故防止に努めるものとする。
- (8) その他業務に関し疑義が生じた場合は、業務担当員と協議をすること。